

甲 第 167 号 議 案

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年市条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。遺族補償年金の項において「年金一元化法」という。)附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する年金である給付に該当する障害年金」に、「障害共済年金」を「旧障害共済年金」に改め、同表障害補償年金の項中「障害共済年金」を「旧障害共済年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金」を「年金一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する年金である給付に該当する遺族年金」に改め、同条第2項の表中「障害共済年金」を「旧障害共済年金」に改める。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

（岡山市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第3条 岡山市職員の再任用に関する条例（平成15年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 168 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年9月2日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

(14) 個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

第2条中第27号を第28号とし、第15号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 個人番号の通知カードの再交付 1枚につき 500円

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第14号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 169 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 登録申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第18条第1号の規定により、番号法第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例（平成27年市条例第号）第3条第3号に規定する事務のために利用しようとするときは、前項の申請は、個人番号カードの提出と同時に行わなければならない。

第4条第1号中「名若しくは通称」を「名、通称」に改め、「以下同じ。）」の次に「、通称の氏若しくは通称の名」を加える。

第6条第1項中「住基カード（以下「印鑑登録証機能付住基カード」という。）」を「個人番号カード（以下「印鑑登録証機能付個人番号カード」という。）」に改める。

第6条の2第2項から第4項までを次のように改める。

2 印鑑登録証機能付個人番号カードの交付を受けている登録者又はその代理人は、印鑑登録証機能付個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証等再交付申請書に当該印鑑登録証機能付個人番号カードを添えて印鑑登録証の交付を申請する

ことができる。

3 印鑑登録証機能付個人番号カードの交付を受けている登録者又はその代理人は、当該印鑑登録証機能付個人番号カードの有効期間内に個人番号カードの再交付申請を行うときに限り、再交付される個人番号カードの窓口における受取の申請と同時に印鑑登録証等再交付申請書に当該印鑑登録証機能付個人番号カードを添えて、印鑑登録証機能付個人番号カードの再交付を申請することができる。

4 市長は、第1項の規定により再交付の申請があつた場合において、印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請を行つた登録者又はその代理人に対して、当該申請を行つた場所において、印鑑登録証を交付するものとする。

第6条の2に次の2項を加える。

5 市長は、第2項の規定により交付の申請があつた場合において、印鑑登録証機能付個人番号カードと印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請を行つた登録者又はその代理人に対して、当該申請を行つた場所において、印鑑登録証を交付するものとする。

6 市長は、第3項の規定により再交付の申請があつた場合において、印鑑登録証機能付個人番号カードと印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請を行つた登録者又はその代理人に対して、当該申請を行つた場所において、印鑑登録証機能付個人番号カードを交付するものとする。

第6条の3第1項中「印鑑登録証機能付住基カード」を「印鑑登録証機能付個人番号カード」に、「住基カードの提出（住基カードの交付を受けていない場合は、交付を受けるために必要な手続）」を「個人番号カードの提出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第10条第6号の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）であつて、印鑑登録証の機能を付加したもの（以下「印鑑登録証機能付住基カード」という。）若しくは印鑑

登録証機能付個人番号カードの交付を受けている登録者又はその代理人は、印鑑登録証等変更申請書に当該印鑑登録証機能付住基カード又は当該印鑑登録証機能付個人番号カードを添えて市長に申請することにより、当該印鑑登録証機能付住基カード又は当該印鑑登録証機能付個人番号カードの印鑑登録証の機能を廃し、印鑑登録証の交付を受けることができる。

第6条の3第4項中「印鑑登録証機能付住基カード」の次に「又は印鑑登録証機能付個人番号カード」を加え、「住基カード及び」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「印鑑登録証機能付住基カード」を「印鑑登録証機能付個人番号カード」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第10条第6号の規定にかかわらず、印鑑登録証機能付住基カードの交付を受けている登録者又はその代理人は、個人番号カードの交付と同時に印鑑登録証等変更申請書に当該印鑑登録証機能付住基カード及び当該個人番号カードを添えて市長に申請することにより、当該印鑑登録証機能付住基カードに替えて、印鑑登録証機能付個人番号カードの交付を受けることができる。

第6条の3に次の1項を加える。

6 市長は、第3項の規定により変更の申請があつた場合において、印鑑登録証機能付住基カードと印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請を行つた登録者又はその代理人に対して、当該申請を行つた場所において、印鑑登録証機能付個人番号カードを交付するものとする。

第9条第2号中「若しくは印鑑登録証機能付住基カード」を「、印鑑登録証機能付住基カード若しくは印鑑登録証機能付個人番号カード」に改める。

第10条第5号を次のように改める。

(5) 住基カードの有効期間が満了したとき。

第10条に次の3号を加える。

(6) 住基法施行令第30条の20各号に掲げる事由のいずれかに該当し、登録者の印鑑登録証機能付住基カードが失効したとき。

(7) 個人番号カードの有効期間が満了したとき。

(8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

(平成26年政令第155号)第14条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、登録者の印鑑登録証機能付個人番号カードが失効したとき。

第12条第1項及び第2項中「又は印鑑登録証機能付住基カード」を「、印鑑登録証機能付住基カード又は印鑑登録証機能付個人番号カード」に改め、同条第3項中「専用端末機」の次に「及び本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等の交付の用に供するもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に印鑑登録手帳を有する者は、規則で定めるところにより、当該印鑑登録手帳に替えて、印鑑登録証又は印鑑登録証機能付個人番号カードの交付を受けることができる。
- 3 前項の規定による印鑑登録証の交付については、改正後の第15条の規定にかかわらず、手数料は徴収しない。
- 4 岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（平成20年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの印鑑登録証としての利用を可能にするとともにコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付を実施する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 170 号 議 案

岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年市条例第48号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28
号。以下「法」という。）第19条による改正前の住民基本台帳法」に、「「法」」を
「「旧住基法」」に、「同条第1項の」を「法第20条第1項の規定によりなお従前の例
によることとされた」に改める。

第3条を削る。

第2条中「法第30条の44第12項」を「旧住基法第30条の44第12項」に改
め、同条第1号中「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等交付のための
専用端末機（以下「自動交付機」という。）」を「キオスク端末及び自動交付機」に、
「法」を「住民基本台帳法」に改め、同条第3号中「自動交付機」を「キオスク端末及び
自動交付機」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「キオスク端末」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接
続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものをい

う。

2 この条例において「自動交付機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等交付のための専用端末機をいう。

第4条第1項中「前条の規定による登録」を「前条各号に掲げる目的の全部又は一部のために住基カードの利用の登録」に改め、同条第2項中「前条」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等交付のための専用端末機（以下「自動交付機」という。）」を「キオスク端末及び自動交付機」に改める部分に限る。）及び同条第3号の改正規定並びに同条を第3条とし、第1条の次に1条を加える改正規定は、平成28年2月1日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるとともに住民基本台帳カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書等の交付を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 171 号 議 案

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例の制定について

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、個人番号カードを利用した証明書等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「キオスク端末」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものをいう。

(利用事務)

第3条 法第18条第1号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) キオスク端末による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しの交付
- (2) キオスク端末による岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号。以下「印鑑条例」という。）第12条第3項に規定する印鑑登録証明書の交付
- (3) 印鑑条例第12条第2項に規定する印鑑登録証明書の交付

(利用対象者)

第4条 個人番号カードを利用して前条各号に規定する証明書等の交付を受けることができる者は、本市において個人番号カードの交付を受けている者であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第1号及び第2号並びに第4条の規定は、平成28年2月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書等の交付を実施する等のため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 172 号 議 案

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

岡山シンフォニーホール条例（平成3年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第1条の2 ホールの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法

（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの

（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) ホールの使用の許可に関する業務
- (2) ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他ホールの管理上市長が必要と認める業務

第1条の3の前に見出しとして「（指定管理者の指定等）」を付し、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるホールの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、改正後の第1条の3の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山シンフォニーホールについて、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 173 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第30条の7第4項又は第6項」を「第30条の10第1項又は第30条の12第1項」に、「都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 174 号 議 案

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

岡山市休日夜間急患診療所条例（昭和55年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の前の見出しを削り，同条を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第4条の2 診療所の管理に関する業務のうち，次に掲げるものについては，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により，市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 診療所における診療業務
- (2) 診療所の医薬品の調達，保管及び備品の維持管理に関する業務
- (3) その他診療所の管理上市長が必要と認める業務

第4条の3に見出しとして「（指定管理者の指定等）」を付し，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は，前項の規定による申請があつたときは，次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し，議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による診療所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が診療所の効用を最大限に発揮させるとともに，その管理に係

る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、改正後の第4条の3の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

休日夜間急患診療所について、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 175 号 議 案

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいセンター条例（平成5年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第3条の2 ふれあいセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) ふれあいセンターの使用の許可に関する業務
- (2) ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他ふれあいセンターの管理上市長が必要と認める業務

第3条の3の前に見出しとして「（指定管理者の指定等）」を付し、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるふれあいセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がふれあいセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、改正後の第3条の3の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

ふれあいセンターについて、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 176 号 議 案

岡山市神崎緑地プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市神崎緑地プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市神崎緑地プラザ条例の一部を改正する条例

岡山市神崎緑地プラザ条例（平成10年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（指定管理者による管理等）

第8条 プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) プラザの使用の許可に関する業務
- (2) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他プラザの管理上市長が必要と認める業務

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第8条の2 プラザの指定管理者の指定を受けようとするものは、プラザの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるプラザの運営が住民の平等利用を確保することができるもので

あること。

(2) その事業計画の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がプラザの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、改正後の第8条の2の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市神崎緑地プラザについて、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 177 号 議 案

岡山市山上エコ交流館条例の制定について

岡山市山上エコ交流館条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市山上エコ交流館条例

(設置)

第1条 太陽光エネルギーその他の再生可能エネルギーの役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民に憩いの場を提供することにより、地球環境の保全及び市民福祉の増進を図るため、岡山市北区山上199番地に岡山市山上エコ交流館(以下「エコ交流館」という。)を設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 エコ交流館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) エコ交流館の使用の許可に関する業務
- (2) エコ交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他エコ交流館の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第3条 エコ交流館の指定管理者の指定を受けようとするものは、エコ交流館の事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるエコ交流館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がエコ交流館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がエコ交流館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第4条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第6条、第7条、第10条及び第14条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) エコ交流館の管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) エコ交流館の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他規則で定める事項

（使用の許可）

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他エコ交流館の管理上支障があると認められるとき。

(使用者の責務)

第8条 第6条第1項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって施設を適正に使用しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はエコ交流館の管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで、エコ交流館の使用ができなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為等)

第13条 何人も、エコ交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (3) その他エコ交流館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者に対し、エコ交流館からの退去を命ずることができる。

(行為の制限)

第14条 エコ交流館において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為
- (2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(原状回復)

第15条 使用者がその使用を終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により、エコ交流館の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、第3条の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

別表（第6条，第11条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室	150円

提案理由

地球環境の保全及び市民福祉の増進を図る施設として岡山市山上エコ交流館を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 178 号 議 案

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例の制定について

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例

岡山城天守閣条例（昭和41年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（指定管理者による管理等）」を付し、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

天守閣の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第1条の2第2項を削る。

第1条の3の前に見出しとして「（指定管理者の指定等）」を付し、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による天守閣の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が天守閣の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

第1条の4中「有する間」の次に「、第3条第1項」を加える。

第3条の見出しを「(天守閣への入場)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

天守閣に入場しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

第3条の2第1項中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「前項の承認」を「前項の許可」に改める。

第3条の4中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の4、第3条、第3条の2第1項及び第2項並びに第3条の4の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、改正後の第1条の3の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山城天守閣について、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 179 号 議 案

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例（平成27年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水防法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 180 号 議 案

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例の一部を改正する条例

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（平成18年市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「幼稚園」の次に「，認定こども園」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

岡山市立認定こども園の設置に伴い，認定こども園を条例の対象とするため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 181 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表岡山市立西大寺公民館芳野分館の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

岡山市立西大寺公民館芳野分館を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。